

平成18年 3月31日認可
平成19年11月30日変更
平成21年 3月31日変更
平成23年11月 9日変更
平成24年 6月29日変更
平成25年 3月26日変更
平成26年 3月14日変更
平成27年 3月25日変更
平成29年 3月31日変更
平成30年 3月30日変更
平成31年 3月29日変更
令和 元年 9月27日変更
令和 2年 3月31日変更
令和 3年 3月30日変更
令和 4年 3月30日変更
令和 5年 1月30日変更
令和 6年 3月29日変更

阪神高速道路のうち阪神圏に係る地域路線網に属する高速道路に係る業務実施計画

1 業務実施計画の対象となる高速道路の路線名

本業務実施計画の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- (1) 大阪府道高速大阪池田線
- (2) 大阪府道高速大阪守口線
- (3) 大阪府道高速大阪東大阪線
- (4) 大阪府道高速大阪松原線
- (5) 大阪府道高速大阪堺線
- (6) 大阪府道高速大阪西宮線
- (7) 大阪府道高速湾岸線
- (8) 大阪府道高速大和川線
- (9) 大阪市道高速道路森小路線
- (10) 大阪市道高速道路西大阪線
- (11) 大阪市道高速道路淀川左岸線
- (12) 兵庫県道高速大阪池田線

- (13) 兵庫県道高速神戸西宮線
 - (14) 兵庫県道高速大阪西宮線
 - (15) 兵庫県道高速湾岸線
 - (16) 神戸市道高速道路2号線
 - (17) 兵庫県道高速北神戸線
 - (18) 神戸市道高速道路北神戸線
 - (19) 神戸市道高速道路湾岸線のうち上り線については神戸市垂水区名谷町字入野から同区名谷町字権行司1183番2までの区間及び下り線については同区名谷町字入野から同区下畑町字松山1775番2までの区間
 - (20) 神戸市道生田川箕谷線
 - (21) 一般国道1号(淀川左岸線延伸部)(大阪市鶴見区から大阪市北区まで)
 - (22) 一般国道2号(大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄))
 - (23) 一般国道163号(東大阪線)(東大阪市荒本北から東大阪市西石切町まで)
 - (24) 一般国道43号(名神湾岸連絡線)(西宮市今津社前町から西宮市西宮浜まで)
- ※区間表示のない路線は、全線が対象。ただし、平成31年4月1日から、以下「大阪府道高速大阪東大阪線」とあるのは、一般国道163号(東大阪線)(東大阪市荒本北から東大阪市西石切町まで)を含むものとする。

2 会社が行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)の内容

(1) 新設又は改築に係る工事(特定更新等工事を除く。)の内容

別紙1-1から別紙1-14のとおりとする。

(2) 修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)の内容

別紙2のとおりとする。

3 特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

別紙特1、別紙特2のとおりとする。

4 2及び3の工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

(1) 新設又は改築に係る工事(特定更新等工事を除く。)に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

別紙1-1から別紙1-14のとおりとする。

(2) 修繕に係る工事（特定更新等工事を除く。）に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
別紙3のとおりとする。

(3) 特定更新等工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
別紙特1から別紙特3のとおりとする。

5 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

別紙4のとおりとする。ただし、機構が阪神高速道路株式会社に対して機構法第12条第1項第5号又は第8号の無利子貸付けを行った場合には、別紙4の額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものとする。

6 機構が会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第8号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付計画

別紙5のとおりとする。ただし、機構が阪神高速道路株式会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第8号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付金の額は、機構が政府若しくは地方公共団体から受けた機構法第12条第1項第4号の出資金（阪神高速道路株式会社の管理する高速道路に係る部分に限る。）又は地方公共団体から交付された同項第8号の補助金（災害復旧に係る部分を除き、阪神高速道路株式会社の管理する高速道路に係る部分に限る。）に相当する額とする。

7 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

(1) 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容

高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

(2) 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付料の額

別紙6のとおりとする。ただし、毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が別紙7の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合には、別紙6の金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額とし、毎年度の実績収入が計画収入から計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合には、別紙6の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額とする。

(3) 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間

それぞれの道路資産が機構に帰属した日から令和5年3月31日までとする。

8 機構の収支予算の明細

別紙8のとおりとする。

9 その他国土交通省令で定める事項

(1) 会社による高速道路の管理の適正な水準の確保に関し必要な事項

機構は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、阪神高速道路株式会社から報告を受けるものとし、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(2) 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための機構の助成に関し必要な事項

機構は、阪神高速道路株式会社の経営努力により高速道路の新設、改築及び修繕に係る工事（修繕に係る工事にあつては、あらかじめ阪神高速道路株式会社から提出され、機構が同意した修繕工事計画書又は特定更新等工事計画書に係る工事に限る。）に要する費用が縮減され、阪神高速道路株式会社から申請書により助成金交付の申請があつた場合において、次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときには、助成対象基準額（新設又は改築に係る工事にあつては別紙1-1から別紙1-14又は別紙特1の額、修繕に係る工事にあつては修繕工事計画書又は特定更新等工事計画書に記載の額をいう。以下同じ。）から当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が阪神高速道路株式会社から引き受けることとなるものの額を控除した額（阪神高速道路株式会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。）の5割に相当する額を、助成金として阪神高速道路株式会社に交付するものとする。

①当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が阪神高速道路株式会社から引き受けることとなるものの額が助成対象基準額を下回るものであること。

②申請に係る工事に要する費用の縮減が阪神高速道路株式会社の経営努力によるものであること。

③申請書の記載事項が適正であること。

添付書類

- 別添 1 大阪府道高速大阪池田線等に関する協定
- 別添 2 貸付料及び貸付期間算出の基礎を記載した書類
- 別添 3 推定交通量及びその算出の基礎を記載した書類